

安全保障貿易管理と対応について



平成21年5月29日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部
安全保障貿易検査官室

目次

1. 安全保障貿易管理の目的・背景・制度

- (1) 安全保障貿易管理の目的と手段
- (2) 安全保障貿易管理に係る国際的な脅威の高まり
- (3) 国際的な安全保障貿易管理体制
- (4) 我が国の安全保障貿易管理制度
- (5) 外国為替及び外国貿易法の一部改正

2. 安全保障貿易管理への対応

- (1) 研究活動等と安全保障貿易管理
- (2) 自主的な安全保障貿易管理の必要性
- (3) 機微技術管理ガイダンスと自主的な体制整備
- (4) 情報入手・問い合わせ窓口

安全保障貿易管理の目的と手段①

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

<手段>

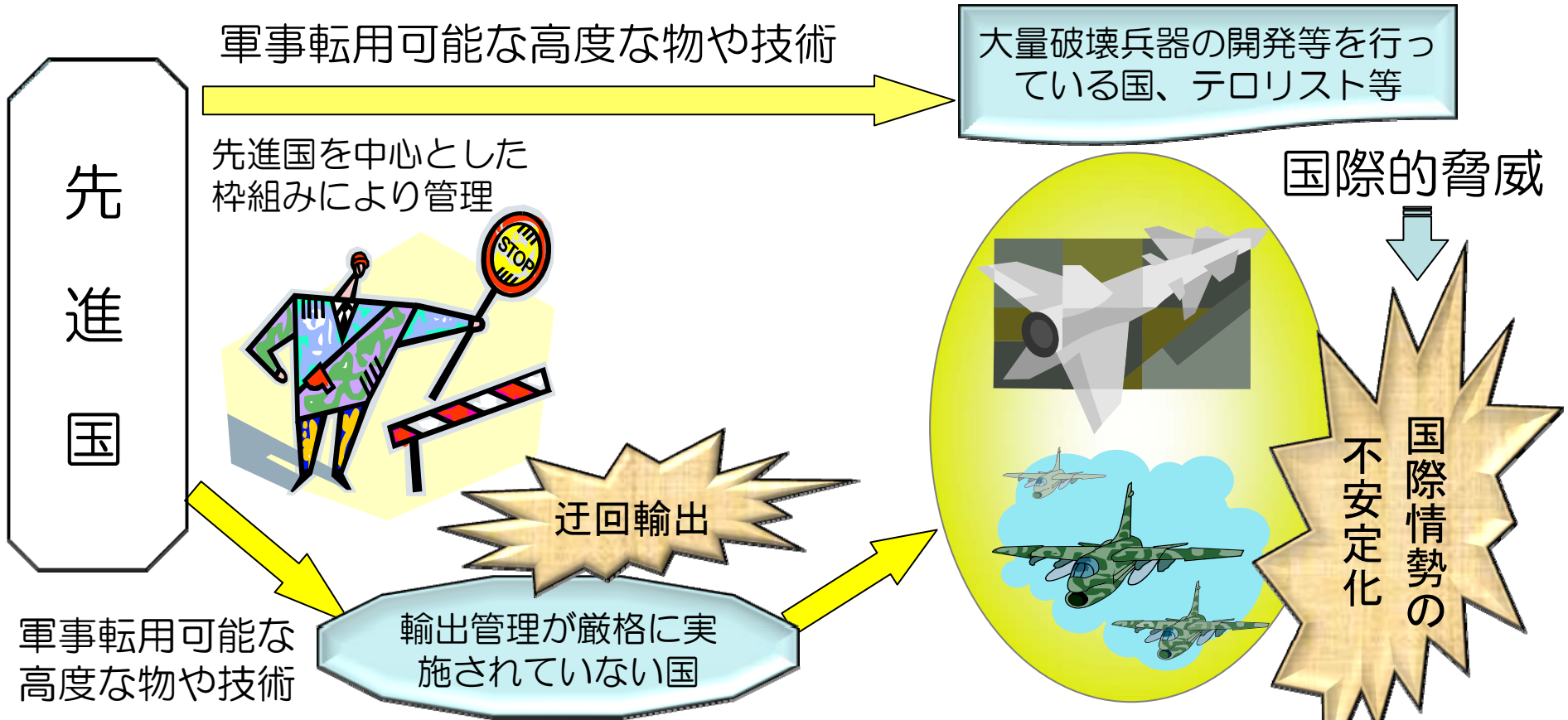
武器や軍事転用可能な物・技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等の管理。



注) 輸出等 : 物の輸出及び技術の提供

安全保障貿易管理の目的と手段②

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器等を開発している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



注) 大量破壊兵器 : 核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル (核兵器等ともいう)
開発等: 開発、製造、使用又は貯蔵

参考 民生汎用品の懸念用途への転用例

・ 民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

	懸念用途	民生用途
炭素繊維	ミサイル構造部材 	ゴルフクラブシャフト 
冷凍凍結乾燥器	生物兵器となる細菌を保存 	インスタントコーヒーの製造 
トリエタノールアミン	化学兵器 	シャンプー 
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 	自動車の製造 

民生汎用品の懸念用途への転用事例

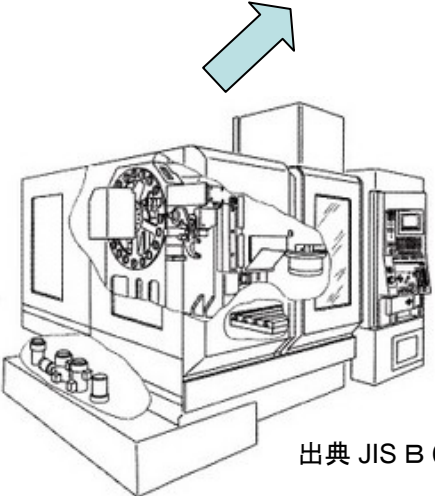


遠心分離器ローター



遠心分離器 (カスケード)

日本原燃HP



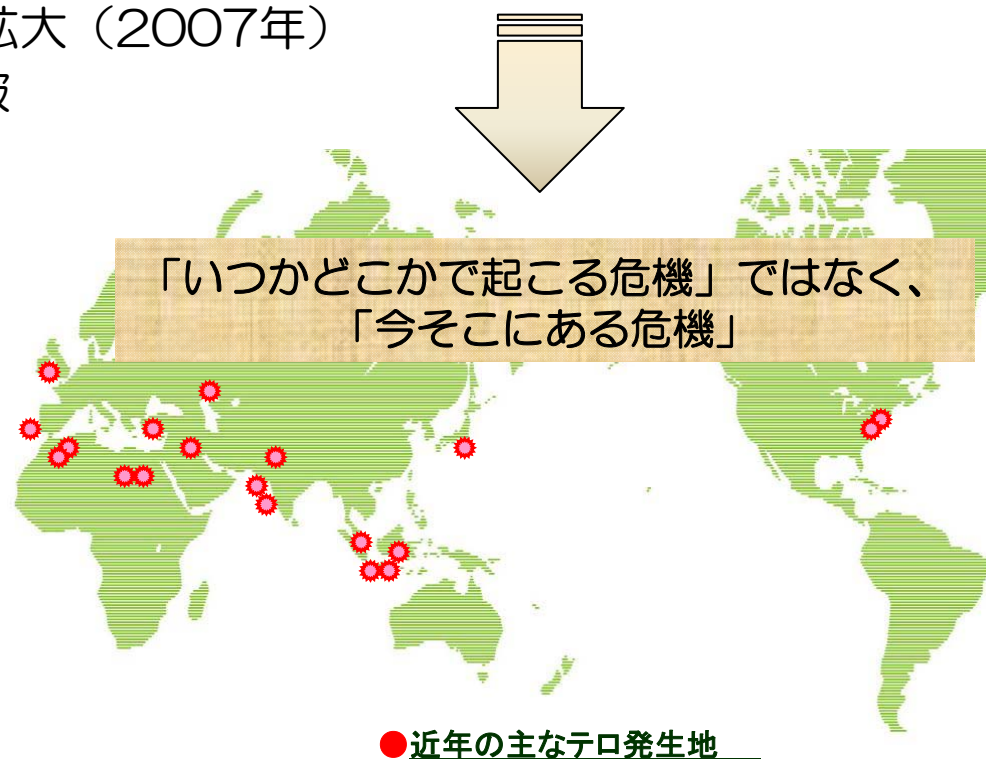
工作機械

出典 JIS B 0105

※画像は、作成者の許可を得て掲載しております。転写厳禁

テロ等の実態

- 米国 国家テロ対策センター（NCTC） ～2008年4月レポート～
全世界で14,000回のテロ攻撃（2007年）
死者22,000人（2007年）
- イラク、アフリカ、アフガニスタン及びパキスタン（ブット元首相暗殺など）で多発。
インド（ムンバイ）、インドネシア（バリ島）、タイなどアジアでも発生。
- 日本人等の世界における活動の拡大（2007年）
海外在留邦人 100万人突破
海外旅行者 1,700万人
来日外国人 915万人



身近に迫る国際的脅威の高まり

1. 地下鉄サリン事件(1995/3/20)
2. 米国同時多発テロ事件(2001/9/11)
3. 米国の炭疽菌事件(2001/9/27)
4. スペイン列車爆破事件(2004/3/11)
5. ロンドン地下鉄・バス爆破事件(2005/7/7)
6. 北朝鮮ミサイル発射(2006/7/5、2009/4/5)

○テロリスト等による大量破壊兵器

などの使用が現実

○とりわけ、生物・化学兵器は、

比較的安価で製造が容易



製造に必要な物資・機材・技術の多くが
軍民両用(デュアル・ユース)であるため、偽装も容易。

対日有害活動の動向

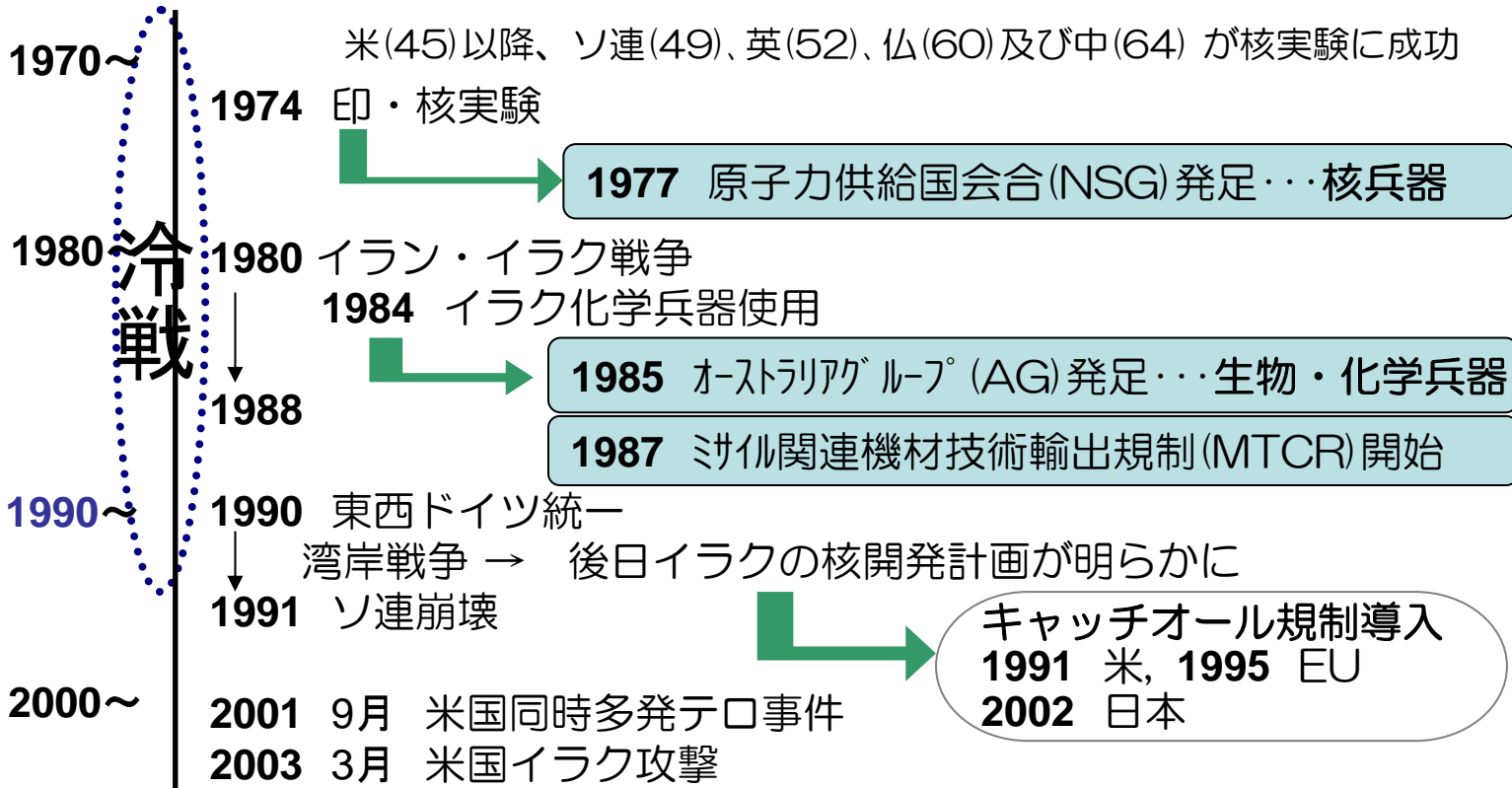
(平成20年「警察白書」第4章第5節から一部抜粋)

「胡錦濤総書記は、(中略)『情報化の軍隊を作り上げ、情報化の戦争で勝利を勝ち取る』と宣言をし、装備のハイテク化、戦術の近代化による人民解放軍の強化方針を明確にした。(中略)中国は、外国に研究者や技術者を積極的に派遣し、先端技術の収集を図っており、我が国にも公館員、研究者、国費留学生等を派遣し、先端科学技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術移転の働き掛けを行うなど、長期間にわたって、巧妙かつ多様な手段で情報収集活動を行っている。」

「プーチン大統領(当時)は、(中略)『諜報機関の努力はロシアにおける潜在的な産業力及び国防力の強化に集中させなければならない』などと述べ、ロシア情報機関を国益拡大のための手足として重用していく姿勢を示した。ロシア情報機関員は、在日ロシア連邦大使館員や通商代表部員等の身分で入国し、違法な情報収集活動を繰り返し行っており、我が国においても(中略)違法行為の摘発が続いている。」

国際輸出管理レジームの経緯

世界情勢



大量破壊兵器

1949
ココム
設立

1994
ココム
解体

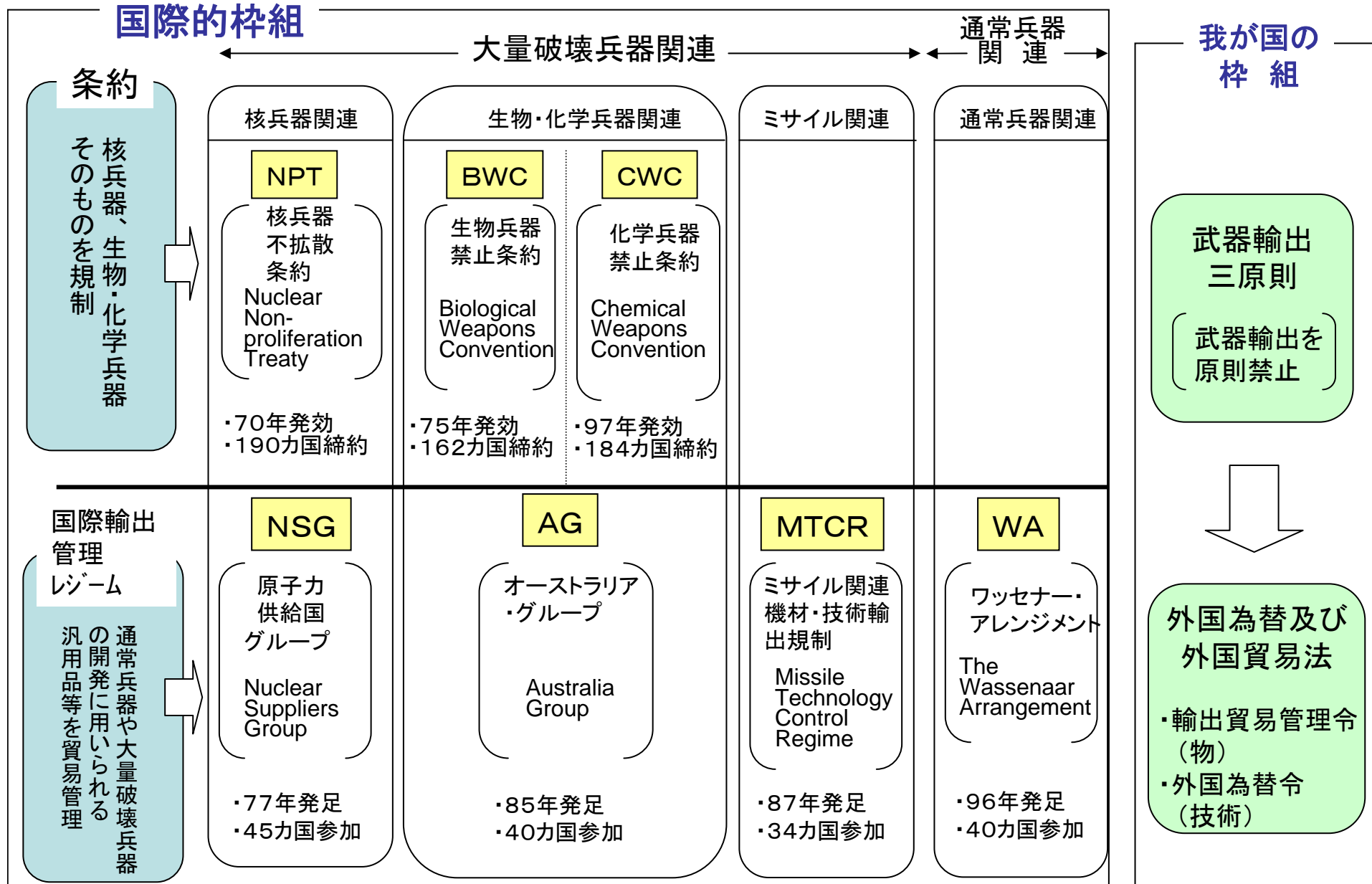
1996
ワッセナー・
アレンジメント
(WA)
設立

通常兵器

<参考> 90年代以降のアジア情勢

北朝鮮	インド・パキスタン
1993 ノドン発射	1998 両国が核実験
1993~1994 核開発疑惑と米朝枠組合意	2003 両国がミサイル発射実験
1998 テポドン発射	
2006 ミサイル発射・核実験	
2009 ミサイル発射・核実験	

国際輸出管理レジームの概要



安全保障貿易管理をめぐる首脳レベルの合意

G8首脳間でもテロ対策・安全保障問題は、大きな懸案

- **国連安全保障理事会決議第1540号(2004年4月)**
 - ・大量破壊兵器の開発等を試みる非国家主体にする支援等の差し控え
 - ・大量破壊兵器の関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置の実施 等
- **G8首脳会合(シーアイランド)(2004年6月)「不拡散に関するG8行動計画」**
 - ・大量破壊兵器及び物資に対するグローバル・パートナーシップ
 - ・北朝鮮及びイランにおける核不拡散の課題への対処 等
- **G8首脳会合(グレーンイーグルズ)(2005年7月)「不拡散に関するG8首脳声明」**
 - ・不拡散体制の普遍化及び強化
 - ・2005年NPT運用会議 等
- **G8首脳会合(サンクトペテルブルグ)(2006年7月)「不拡散に関するG8首脳声明」**
 - ・北朝鮮及びイランにおける核不拡散の課題への対処 等
- **G8首脳会合(ハイリゲンダム)(2007年6月)「不拡散に関するG8首脳声明」**
 - ・北朝鮮及びイランにおける核不拡散の課題への対処 等
- **G8首脳会合(洞爺湖)(2008年7月)「G8首脳宣言」**
 - ・北朝鮮、イランにおける課題への対処
 - ・国連安保理決議1540の完全な実施の重要性とともに、**効果的な輸出管理等の重要性を強調**
 - ・大量破壊兵器等の拡散リスクを踏まえたグローバル・パートナーシップ 等

安全保障貿易管理制度の仕組み

法律		政 令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1~15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 別表 第1 16項	通常兵器補完的 輸出規制 (平成20年11月導入) 16項
	第25条 役務 (技術)	外国為替令 (外為令)	1~15項	別表 16項	16項
物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		なる規制対象のもの	・武器 ・兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	通常兵器の開発製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国 : 米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している26カ国 国連武器禁輸国 : 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10カ国		地域等規制対象	全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の品目についてはホワイト国を除く全地域向けが対象

法令条文概要(物・技術)

物の輸出

外為法第48条第1項

輸出者は、政令で定める特定貨物(物)を特定の地域に向けて輸出しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

輸出令 第1条第1項

特定貨物(物)とは輸出令・別表第1に掲載されているものをいう。

技術の提供

外為法第25条第1項第1号

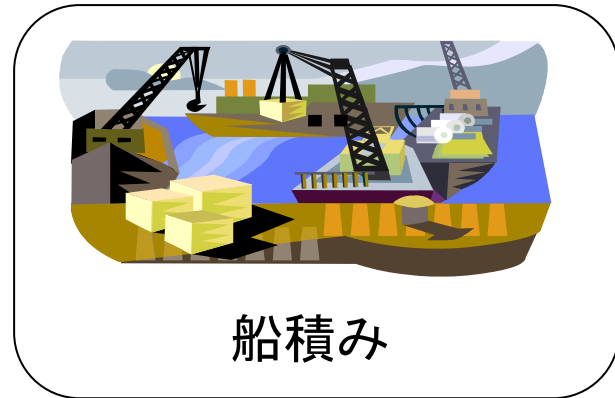
居住者が非居住者との間で、政令で定める特定技術を特定の地域において、提供することを目的とする取引を行おうとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

外為令 第17条第1項

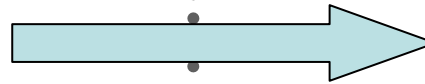
特定技術とは、特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術であり、外為令別表に掲載されているものをいう。

輸出と技術提供との違い

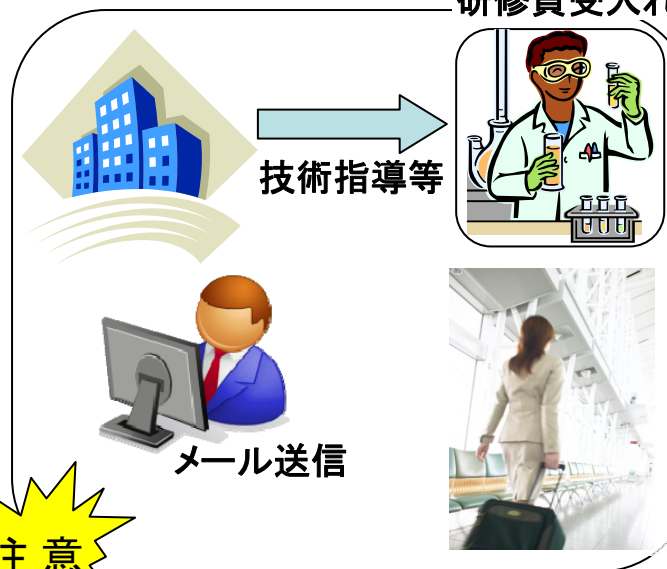
—日本—



—外国—



研修員受入れ(非居住者)



技術の提供

(技術データの提供、
技術支援等による。)



注意

技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

参考

我が国制度と国際輸出管理レジーム・規制品目の関係

項		国際輸出管理レジーム	規制品目		
1	武器	WA(ワッセナー・アレンジメント)			
2	汎用品	大量破壊兵器関連 	NSG(原子力供給国会合) NSGパート1 NSGパート2		
3		AG(オーストラリアグループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4		通常兵器関連	MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置	
5			WA(ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー1	先端材料
6				カテゴリー2	材料加工
7				カテゴリー3	エレクトロニクス
8				カテゴリー4	コンピュータ
9				カテゴリー5	通信機器
10				カテゴリー6	センサー/レーザー
11	カテゴリー7			航法装置	
12	カテゴリー8			海洋関連装置	
13	カテゴリー9			推進装置	
14	その他		軍需品リスト (1項に該当するものを除く)		
15	汎用品		機微な品目		
16			通常兵器補完的輸出規制 		
	大量破壊兵器関連		大量破壊兵器キャッチオール規制		

技術の分類と技術提供の形態

一連の製造過程の前段階の全ての段階

設計 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

全ての製造過程

製造 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用 操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理 等

<提供の形態>

技術データ

文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス等

違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります。

刑事罰

- ・ 5年以下の懲役
- ・ 200万円以下の罰金
(対象の物・技術の価格の5倍が200万円超の場合は、当該価格の5倍以下の罰金)

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反者に対する警告

公表

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁 等



判決、行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地	備考
19年6月25日(判決): 元副会長ら4名に懲役2~3年(執行猶予4~5年) 法人に対し、罰金4500万円 19年6月26日(行政処分): ①6ヶ月間:全貨物の輸出禁止、 ②2年6ヶ月間:三次元測定機の輸出禁止(合計で3年間)	三次元測定機 マレーシア等	このうち1台 がリビアの 核開発施設 で発見
19年3月20日(略式命令):罰金100万円 19年5月11日(行政処分): 9ヶ月間:無人ヘリコプターの輸出禁止	無人ヘリコプター (未遂) 中国	執行役員ら 3名は起訴 猶予
18年10月10日(最高裁・上告棄却): 代表取締役らに懲役1年6ヶ月~2年6ヶ月 (執行猶予3~5年) 法人に対し、罰金1500万円 18年11月28日(行政処分):2年間:全貨物の輸出禁止	ジェットミル イラン	
18年8月30日(略式命令):罰金100万円 18年11月17日(行政処分):8ヶ月間:全貨物の輸出禁止	凍結乾燥器 北朝鮮	台湾の商社 を介した 迂回輸出

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するべく、技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずる。

背景

- 国際的な安全保障を巡る環境の変化
～北朝鮮によるミサイル発射・核実験、テロとの闘い
- 我が国の汎用品や汎用技術が軍事利用される懸念の増大
～民生技術の高度化、ハイレベルな我が国の技術水準

1. 技術取引規制の見直し

現行規制をめぐる環境変化

- 国際的な人の移動の活発化に伴い、「居住者」-「非居住者」間取引のみの規制に限界
- USBメモリの普及など、情報技術の発達により技術の国外持出しが容易化
⇒ 日本企業の外国人従業員や外国関係者などによる技術流出事案が発生

改正内容

- **安全保障上懸念ある技術の対外取引を全て許可対象に**
- **これを確実に実施するため、USBメモリ等の国境を越えた持出しについても許可対象に**

～主要国でも、技術について、貨物と同様に、国外持出しを規制する体系を既に採用しており、制度の国際的な調和にも資するもの

2. 罰則強化等

最近の不正事案

- 我が国を代表する企業による不正輸出事案
- 輸出許可逃れのために、貨物の性能データを改ざんした事案

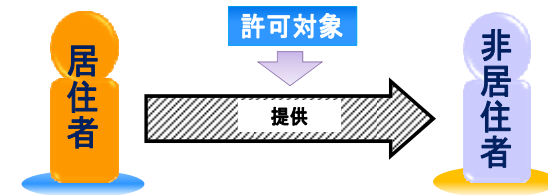
改正内容

- 無許可輸出等について**罰則を強化**
また、**不正な手段による許可取得を罰する規定を導入**
- 機微な貨物を輸出する者等に対して、**輸出管理体制の整備**を求める

その他

- 国連安保理決議を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする規制を、貸借等に基づくものも対象とするよう見直す

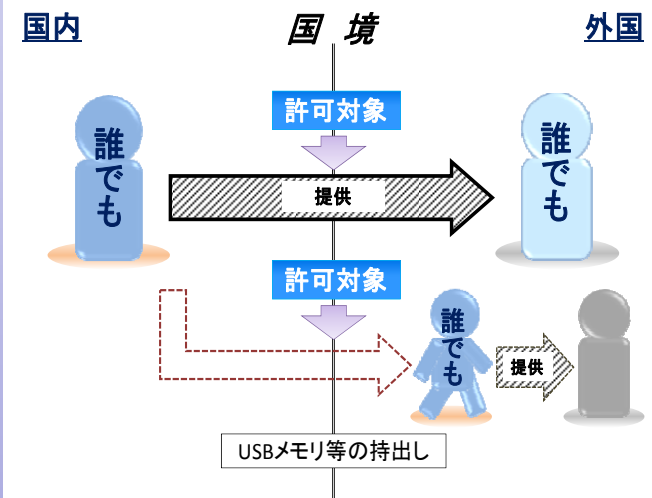
【現行規制のイメージ】



【現行規制が不十分なケース】

- 日本に短期滞在する者が、国内で取得した機微技術を国外に送付する場合
- 機微技術を記録したUSBメモリ等を持ち出し、国外で提供する場合

【新たに導入する制度のイメージ】



2. 安全保障貿易管理への対応

許可を要しない役務提供

許可申請を要しない役務提供(貿易関係貿易外取引等に関する省令)

第9条

五 **公知の技術**を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

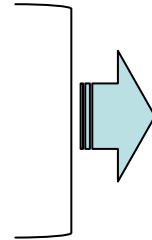
六 **基礎科学分野**の研究活動において技術を提供する取引

七 **工業所有権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引

自主管理体制の整備【企業向け】

◆法令遵守(コンプライアンス)のための社内管理の重要性

- 組織体制
- ルール整備とその「実行」
- 社内意識の醸成・徹底



社内管理を形骸化させないことが重要

◆健全・活発なビジネスとコンプライアンスは車の両輪

◆安全保障貿易管理は重要な法的要請

○外為法に基づき、国際的な平和・安全の維持を目的とした輸出管理

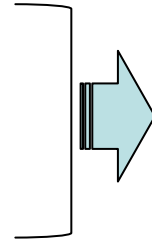
- 適法な手続きを経て適正な輸出を
- 安全保障上機微な“技術の提供”も、輸出管理の対象として重要

◆包括許可制度は企業等の自主管理を前提とした制度

自主管理体制の整備【大学や研究機関向け】

◆法令遵守(コンプライアンス)のための内部管理の重要性

- 組織体制
- ルール整備とその「実行」
- 内部意識の醸成・徹底



内部管理を形骸化させないことが重要

◆健全・活発な調査・研究とコンプライアンスは車の両輪

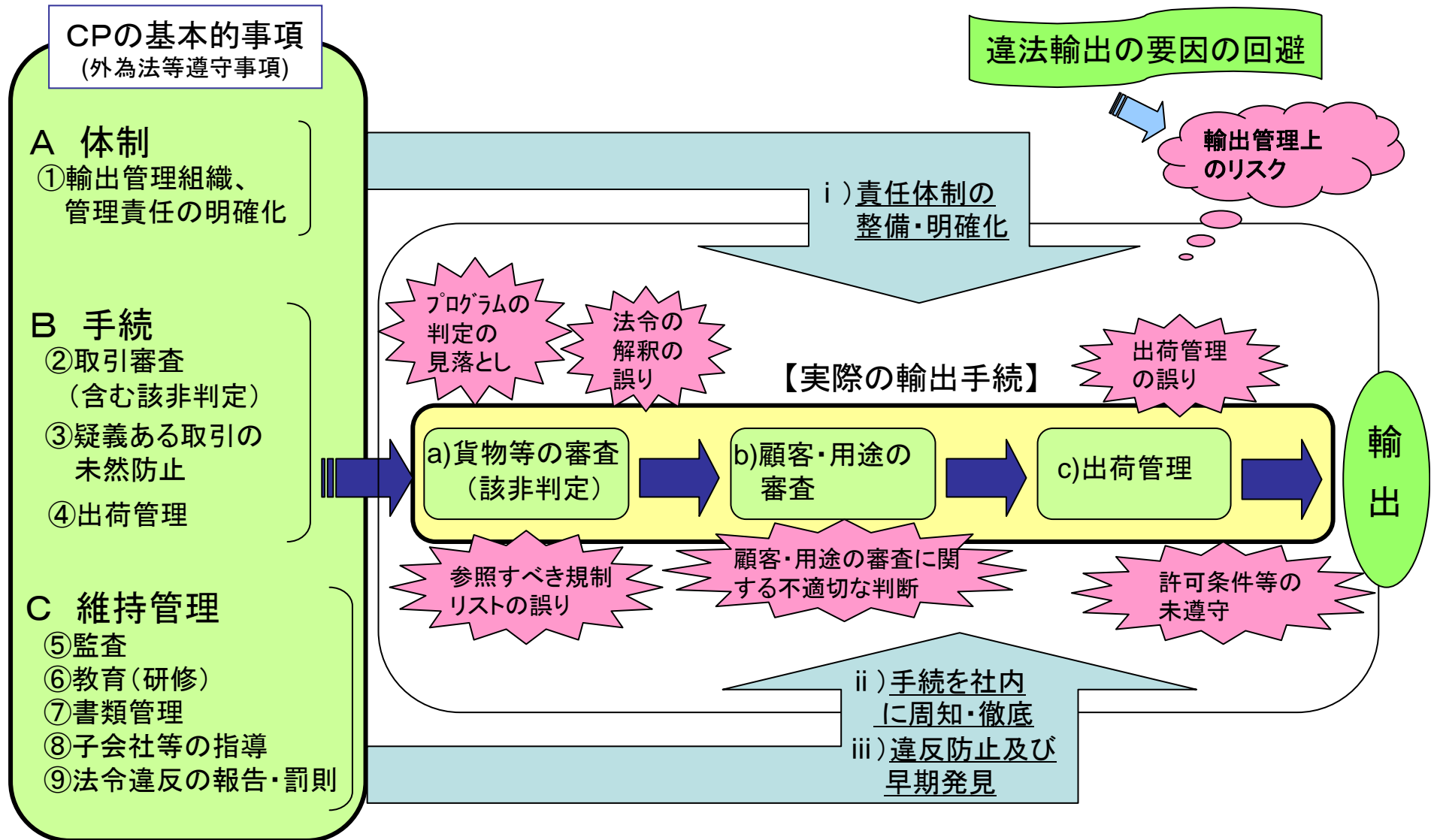
◆安全保障貿易管理は重要な法的要請

○外為法に基づき、国際的な平和・安全の維持を目的とした輸出管理

- 適法な手続きを経て適正な輸出を
- 安全保障上機微な“技術の提供”も、輸出管理の対象として重要

◆包括許可制度は大学等の自主管理を前提とした制度

輸出管理社内規程(CP)整備の効果



輸出管理社内規程は、社内の輸出手続きを、体制、手続及び維持管理の3方向からサポートし、輸出管理において発生が想定される**様々なリスクを回避するために有効なツール**です。

行政からの要請

(1) 経済産業省貿易経済協力局長「大学等における輸出管理の強化について」(平成17年4月1日付け)

→大学や公的研究機関に対し、大量破壊兵器等に転用されるおそれのある貨物や技術に関連し得る研究分野を中心に、不用意な貨物の輸出や技術の提供が行われないよう、的確な管理と教職員への周知等を依頼。

(2) 経済産業大臣「大学等における輸出管理の強化について」(平成18年3月3日付け)

→文部科学大臣に対して、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不用意に行われないよう、大学や公的研究機関に対して管理を的確に行うよう指導を依頼。

→文部科学大臣への協力要請を踏まえて、文部科学省から大学や公的研究機関に対して、輸出管理の徹底を依頼

→経済産業省は、文部科学省の協力を得て、全国の大学や公的研究機関を対象に安全保障貿易管理に関する説明会を開催中。(平成21年3月末現在、43都道府県で開催済み。)

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用 平成20年1月)の目的

大学や研究機関は 外国からの留学生・研究員等多くの人的交流もあり、様々な先端技術が不用意に提供されないような管理が必要。(知らずに、法令違反を行ってしまうようなことの防止。)



特に安全保障に係る機微な技術の管理に必要な方法を解説したもの。(2008年1月公表)

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンスの概要(大学・研究機関用)①

1. 技術提供管理に係る方法、体制整備

(1) 組織内の機微技術の所在把握と機微度のマーキング

- ・機微技術の所在把握が技術提供管理の第一歩。
- ・記憶媒体に規制対象技術か否かのマーキングをしておくと便利。

(2) 技術提供管理等の体制整備、輸出管理規程の策定

- ・研究者個人の外為法規制の理解と遵守活動の実践が重要。
- ・十分な管理のためには組織的対応が必要であり輸出管理規程策定を推奨。

(3) 組織内に存在する技術情報の公開に関する基準の策定

- ・技術情報の公表基準の策定、特許出願、論文・学会発表の際に安全保障の観点を含めて検討。

2-1. 職員や研究者等に対する組織内での技術提供

(1) 職員等の管理

- ・採用時にこれまでの研究内容を、また採用後に大量破壊兵器等の開発転用のおそれがないかの確認。
- ・離職時に研究に係る技術情報の返還、知り得た技術情報の提供を禁止する旨の誓約書の提出。

(2) 研修生・留学生の受け入れ及び管理

- ・来日6ヶ月未満の留学生等の「非居住者」が外為法規制技術へアクセスする際は役務取引許可が必要。
- ・留学生等の受け入れの際は、出身母体の活動を確認し、帰国後の軍需企業等への就職の可能性の有無等も考慮し、配属先を工夫。

(3) 外国人研究者等が大学等や民間企業との研究開発プロジェクトに従事する場合の取扱い

- ・製品化を念頭においた研究開発プロジェクトへの参加は「基礎科学分野の研究活動」に当たらず、許可取得対象となり得ることに注意。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドスの概要(大学・研究機関用)②

2-2. 技術提供に係る審査・管理の方法

・提供に係る審査は、学部単位等で一元的に行う体制が効率的。学科や研究室の責任者が審査票を用いて判定することが大切。

(1) 外為法上の該非判定

・非居住者に対して、規制対象の技術情報を郵送・電子メール・FAX送信、電話・会議等により提供する場合も許可取得が必要。
・確実な管理のため、学部の教授等が判断後、さらに違う部局(輸出管理部署等)が判断する等、客観的な判断が実施されると効果的。

(2) 技術に関する取引審査

・経済産業省公表の外国ユーザーリストの活用等により、提供先の業務・研究内容、用途の確認が必要。

(3) 研修生・施設見学等の訪問者管理

・非居住者を対象とする施設見学についても、内容によっては許可が必要となることに留意。

(4) 論文発表の手続その他外部でのプレゼンテーション資料等の吟味

・セミナー等の参加に特別な制限がある場合は「公知」とする活動とはいえず、発表の際、内容が許可対象であるか確認が必要。

(5) 役務取引許可の取得

・許可対象取引については、大学等の組織として最終的な取引実施の可否を判断。
・海外企業等との契約時、規制対象技術の提供には政府許可条項を盛り込むことも一案。

(6) 技術提供管理

・提供に際しては、許可証記載の技術と提供する技術の内容の同一性を確認。

(7) 第三者への技術移転等の禁止

・提供先から第三者への規制対象技術移転禁止の取り決め、誓約書の取得を推奨。

(8) 機微度に応じた技術情報へのアクセス管理・保管管理

・ID・パスワード管理等、技術情報へのアクセス管理を実施することが大切。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドスの概要(大学・研究機関用)③

3. 教育・研修

(1) 研究者等の技術提供管理意識の向上

- ・判断を行う者等は、研修等を通じて最新の規制情報を入手することが大切。
- ・全職員対象の研修実施により、組織全体の技術提供管理意識の底上げ。

(2) 最新規制情報の収集

- ・安全保障貿易管理HP等を活用して最新情報を入手し、関係部署と情報を共有。

4. 監査

(1) 定期的な監査の実施

- ・組織的に、毎年監査を行うなどの取り組みが必要。

(2) 監査の体制

- ・監査項目の選定、監査実施など、規制対象技術管理を実施する者(部署)が主体的に関与。

5. 技術情報提供に係る文書等の保存

- ・技術提供に係る文書(審査書類など)及び電磁的記録媒体は、提供後5年間は保存。

6. 附置研究所や海外事務所への指導

- ・日本人であっても海外事務所勤務の者は、外為法上「非居住者」に該当。規制対象技術の提供には許可が必要。
- ・海外事務所から無審査で第三者へ提供されること等がないように、注意喚起や研修等を実施。

7. 技術提供に係る相談窓口・通報窓口の設置

- ・組織内に輸出管理部署の設置や担当者を配置。
- ・万一、無許可で規制対象技術を流出させた際は、組織における対策を講じ、経済産業省へ報告。

8. 実効ある体制作り、メンテナンス

- ・輸出管理部署の設置や輸出管理規程を策定することが効果的。
- ・輸出管理規程に基づく監査を実施し、監査結果を踏まえて、管理体制の最適化を推進。

自主的な管理体制整備のポイント(法令への対応)

安全保障貿易管理に係る3つの重要確認ポイント

(1)貨物や技術の仕様確認

外為法で規制されている貨物や技術であるか否かを、法令に示された仕様等に基づき確認する。

(2)相手先の確認

輸出等の相手先が、大量破壊兵器の開発等を行っているおそれがあるか否かを確認する(外国ユーザーリスト掲載組織等への輸出等は慎重に判断)。

(3)用途の確認

貨物や技術の用途が大量破壊兵器の開発等及び通常兵器の開発等に関連するか否かを確認する。

【参考】 制度や規制対象貨物等の最新情報は、安全保障貿易管理のホームページから入手可能。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

自主的な管理体制整備のポイント(組織的な対応)①

(1) 組織的な責任体制の構築

研究者個人の判断だけでなく、組織としての責任と権限を明確化した、安全保障貿易管理に関する体制の構築。(責任体制の検討には、経営トップ層の関与が重要。)

(2) 安全保障貿易管理に関するルール整備

コンプライアンスの観点からも、自主的な安全保障貿易管理を実効あるものにするため、安全保障貿易管理に関するルール(規程等)の策定。

(3) 相談窓口の設置

研究活動に支障をきたさないよう、安全保障貿易管理に関する問合せ等の対応部署の設置。

自主的な管理体制整備のポイント(組織的な対応)②

(4) 継続的な教育・研修活動

研究者や職員に、安全保障貿易管理に係る3つの確認が必要であるという認識を高めるため、継続的な内部教育・研修活動の実施。

(5) 経済産業省等との連携

内部相談への対応や3つの確認に係る判断に困った場合等における、最寄りの経済産業局、経済産業省等との相談・連携の実施。(cf. 民間団体等)

安全保障貿易管理ホームページの活用

経済産業省の安全保障貿易管理ホームページでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定(貨物等の仕様確認)の流れ等を紹介。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

安全保障貿易管理HP - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

安全保障貿易管理

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課

経済産業省ホームへ
安保HPホームへ

貿易管理とは	キャッチオール規制	企業の自主管理	Q & A・用語集	to English Page
許可申請手続	申請書・添付書類	関係法令集	リンク	
サイト内検索	検索			

新着・更新情報

最終更新日:
平成20年10月27日(概要は「新着情報」参照)

- [新着情報](#) (過去の履歴へ)
- [説明会開催スケジュールはこちら](#)

TOPICS

NEW

- ・(Q&A)通常兵器補完的輸出規制関連項目の追加について
- ・「包括許可取扱要領の一部を改正する通達」等の公布及び意見募集の結果について
- ・「通常兵器関連補完規制」の導入に伴う関連通達の制定・改正に対する意見募集について
- ・外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等(通常兵器に係る補完的輸出規制に関する改正)について

制度

- [安全保障貿易管理制度について](#)
輸出の際の規制についてご知見のない方は、
まずこちらをご覧ください。
↓
>>輸出をする際に、事前に許可が必要な場合があります。
↓
技術提供の際の規制についてご知見のない方は、
まずこちらをご覧ください。
↓
>>外国企業等に対して技術・情報の提供をする際に、事前に許可が必要な場合があります。

関係資料集

- ▶ [関係法令](#)
 - ・貨物
 - ・技術提供
 - ・輸出許可・役務取引許可共通
 - ・積習
 - ・仲介貿易取引
 - ・包括許可
 - ・包括許可の使用範囲
 - ・その他(ストック販売の条件化等)
 - ・改正情報
 - ・法令の仕組み
 - ・関係法令のダウンロード
- ▶ [申請書・添付書類等](#)
 - ・申請書・添付書類様式一覧(貨物)
⇒ 輸出許可の申請方法
 - ・申請書・添付書類様式一覧(技術提供)
⇒ 役務取引許可の申請方法
 - ・包括許可の申請方法・様式(貨物)
 - ・包括許可の申請方法・様式(技術提供)

許可申請に関する大半の基本情報が掲載されています。

許可申請・各種問い合わせ窓口

1. 輸出許可申請先は、安全保障貿易管理ホームページの「輸出許可申請手続」の「④該当項番・仕向地別の添付書類・窓口」からご覧になれます。ここに記載のある申請窓口に、様式・添付資料を準備した上で申請願います。

注意

貨物及び仕向地により申請窓口が異なりますので、御確認ください。

2. お問い合わせ等は、下記の内容に応じて御連絡願います。

- (1) 輸出管理についての一般的なお問い合わせは、

安全保障貿易 案内窓口まで TEL: 03-3501-3679

- (2) 申請手続き、該非判定(貨物等の仕様確認)の相談、キャッチオール事前相談、通常兵器補完的輸出規制等についてのお問い合わせは、

安全保障貿易審査課まで TEL: 03-3501-2801

注意

- リスト規制に関しては、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を、
- キャッチオール規制に関しては、相手先の確認内容、用途の確認内容、貨物のHS分類コード(関税率表の国際的な統一分類番号)等を、御用意いただいた上で御連絡ください。

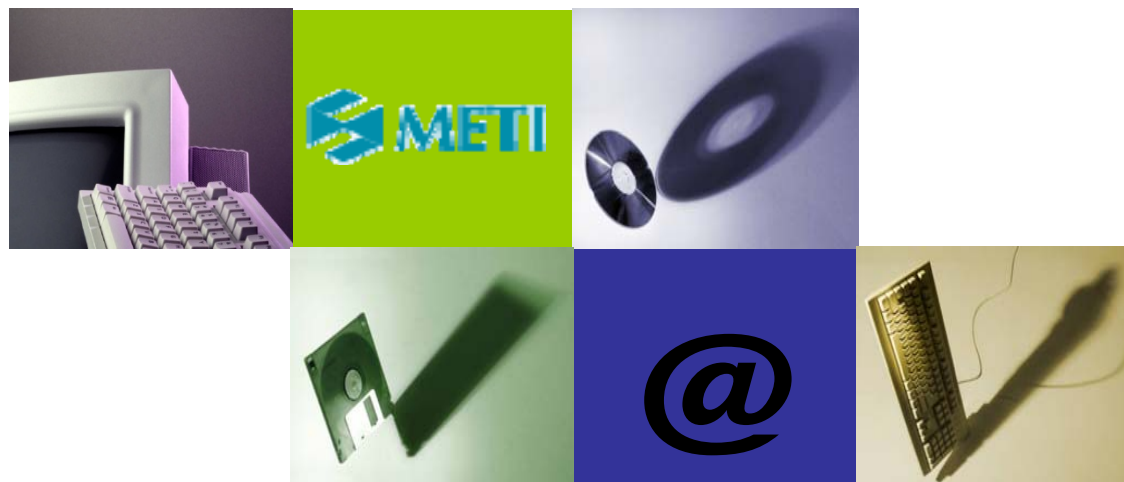
- (3) 輸出管理規程についての御相談／不正輸出等の連絡は、

安全保障貿易検査官室まで TEL: 03-3501-2841

- (4) 法令の解釈のお問い合わせ／ホームページへの御意見は、

安全保障貿易管理課まで TEL: 03-3501-2800

御静聴ありがとうございました!



URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>